

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の  
整備及び管理運営事業  
(PFI事業)

特定事業の選定

平成12年3月

茨城県 土木部 港湾課

## 目 次

1 特定事業の選定に関する事項	.....	1
2 港湾管理者が直接事業を実施する場合と PFI事業として事業者が実施する場合の評価	.....	2
3 評価の結果	.....	3

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業（以下「PFI事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針（平成12年総理府告示第11号）及び同事業の実施方針（平成12年茨城県公告号外第32号）に基づき、実施することが適切であると認めたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第6条の規定に基づき選定する。

なお、法第8条の規定により、選定に当たっての評価の結果を公表する。

平成12年3月23日

茨城県知事 橋本 昌

## 特定事業の選定について

### 1 特定事業の選定に関する事項

#### (1) 事業の名称

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設の整備及び管理運営事業

#### (2) 公共施設の管理者

常陸那珂港港湾管理者 茨城県  
代表者 茨城県知事 橋本 昌

#### (3) 事業目的

常陸那珂港北ふ頭公共コンテナターミナル施設（以下「ターミナル施設」という。）について、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して整備及び管理運営を行い、利用効率及びサービス水準を向上させるとともに利用促進を図る。

#### (4) 提供される公共サービス

##### ア 公共サービスの内容

ターミナル施設を良好な状態で船社等第三者に利用させること及び利用促進を図ること。

##### イ 公共サービス提供のために事業者の行う事業

- (ア) 国又は港湾管理者所有に係る施設を補完するターミナル施設の整備
- (イ) ターミナル施設全体（国又は港湾管理者の所有に係る施設を含む。）の一体的管理運営
- (ウ) 取扱貨物目標量確保のための船社及び荷主誘致活動

## 2 港湾管理者が直接事業を実施する場合とPFI事業として事業者が実施する場合の評価

### (1) 評価の基準

常陸那珂港コンテナターミナルは、公共事業として社会的費用を投入し整備したターミナル施設を船社等が利用することにより、物流の効率化（物流コストの削減）、環境負荷の低減、地域振興等の社会的便益を得るために行うものである。

本評価においては、港湾管理者が直接事業を実施する場合とPFI事業として事業者が実施する場合の両者の社会的費用、社会的便益を比較することにより、PFI事業実施の効果を評価する。この際、社会的便益はターミナルの取扱貨物量に比例して発生すると考えられることから、取扱貨物量を社会的便益の指標とする。

(注) 本PFI事業は、事業者が施設の整備に要する費用を自ら調達し、本事業により生ずる収入をもって費用を回収するという独立採算型の事業であるため、公的財政負担は発生しない。

一方、港湾管理者が直接事業を実施する場合は、整備費用を起債事業として調達し、これを利用料により回収（償還）するため、公的財政負担は発生しない。よって、PFI事業の実施の有無によって財政的負担は変わらない。このため、PFI事業の実施の効果は公共サービスの質の変化で評価される場合が多い。本事業においては、利用者ニーズに精通したPFI事業者によるターミナル施設全体の利用効率の最適化を追求した施設整備と管理運営が行われることにより、港湾管理者が直接事業を実施する場合に比べターミナル施設の利用効率の向上、取扱容量の増大、利用促進が図られる。よって、PFI事業の実施の効果は高いと判断される。

しかし、本評価においては上記判断に加え、国又は港湾管理者が整備する施設も含めたターミナル施設全体に係る公的負担の変化を試算することにより、PFI事業実施の定量的評価を行うこととした。

### (2) 本事業を港湾管理者が直接実施する場合

#### ア ターミナルの利用形態と取扱容量

ターミナルの利用を希望する事業者に対し港湾管理者が直接使用許可する。本ターミナルは公共ターミナルであり多数の事業者の利用が予想される。このような場合、利用者の自由な利用が重視され、それぞれの利用者が自らの使い勝手の最適化（部分最適化）を求め個別の荷役システムを持ち込み荷役を行う形態となることが予想される。このため、高度な荷役機械や管理システムが導入されにくくこと、ターミナル全体の利用効率の最適化を図った利用がなされにくくこと等の理由により一般に取扱容量が高まらない。

このため標準的ターミナル（延長300～350m）の取扱容量は平均10万TEU/年程度である。同じ利用形態の場合、北ふ頭コンテナターミナル（延長700m。コンテナ専用岸壁の延長は520m。）は標準的ターミナル1.5個分程度の取扱容量、すなわち15万TEU/年程度（10万TEU/年×1.5）と想定される。

TEU：20フィートコンテナ換算個数

### (3) 本事業をPFI事業として事業者が実施する場合

#### ア ターミナルの利用形態と取扱容量

PFI事業者がターミナル施設全体の利用効率が上がるよう高能率な荷役システムを導入するとともにターミナル施設を一體的に管理運営し、それを複数の事業者が共同利用する。

この形態に類似した利用形態としては、東京港等で行われている公社方式があり、この場合一つの公社ターミナルの取扱容量は平均20万TEU/年程度である。公社ターミナルは一般に大手船社の専用利用であるが、常陸那珂港のターミナル施設は複数の船社の共同利用のため公社ターミナルよりはやや取扱容量が劣る。これを考慮するとPFI事業の導入により、常陸那珂港コンテナターミナルの1ターミナル当たりに換算した取扱容量は約17万TEU/年(公共ターミナルの1.7倍程度)になることが期待できる。

したがって、常陸那珂港の取扱容量は(2)と同様の理由により25万TEU/年(=17万TEU/年×1.5)程度と想定される。

### (4) PFI事業として実施する場合と実施しない場合の比較

常陸那珂港においては中期的な目標として25万TEU/年以上の取扱量を見込んでいる。上記のとおり北ふ頭の取扱容量は、PFI事業として実施しない場合は15万TEU/年程度、実施する場合は25万TEU/年程度と考えられる。PFI事業効果を評価する一つの指標であるバリュー・フォー・マネー(一定の支払いに対して最も高いサービスを提供する)の観点からみると、北ふ頭の整備に要する公的負担額はPFI事業の実施の有無によらず同じである一方、取扱貨物量(社会的便益と比例)は約1.7倍(25万TEU/15万TEU)となる。

一方、同じ社会的便益を得るために必要となる費用の観点から見ると次のとおりである。PFI事業として実施しない場合は、港湾管理者は25万TEU/年を取扱うために北ふ頭に加え早晚次のターミナル整備に着手する必要があり、これに要する費用は80億円以上と見込まれる。PFI事業として実施した場合は北ふ頭のみで25万TEU/年の貨物の取扱いが可能である。

25万TEU/年を取扱う場合を考えると、両者の社会的便益は同じであることから、同じ便益を得るために必要な公的財政負担(社会的費用)の軽減額は80億円以上と推定される。

この他にも租税収入、岸壁使用料の増大など様々な効果が期待できるがその評価を行うまでもなく、上記の比較分析によりPFI事業として実施する効果は大きい。

## 3 評価の結果

以上の評価により、本事業をPFI事業として実施する効果が高いと判断されるため、本事業をPFI法に基づく特定事業として選定する。